

先日は、令和3年度PTA活動の規約改正、議事・議決の委任についてご回答いただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご質問・ご要望につきましてQ&A方式でご回答させていただきます。



Q. 規約第5条3の学校の「管理」とは具体的に何を指しますか？

A. 管理というのは物的管理、人的管理、運営管理のうち、学校の運営管理のことを指します。説明が不足しており、申し訳ありません。

また、規約には「人事、管理に干渉しない」とありますが、学校・保護者・地域が協働して活動していくためのコミュニティ・スクールの根幹となる組織である学校運営協議会は、学校教育目標実現のため、校長が提案する学校教育目標を承認し、学校の人事についても意見を述べることでできるとされていますので、この表現につきましては、今後、訂正の方向で検討に入りたいと考えています。

Q. 規約第12条に定める役員について、会長、副会長が男性で、母親代表、母親代表補佐が女性と特定される役職の場合、男女差別になると思います。瀬戸市の男女共同参画の推進、学校教育における性別による隔てのない教育の実践に反するものとなります。

会長、副会長という呼称はやめ、「父親代表」「母親代表」「父親代表補佐」「母親代表補佐」とするか、長、補佐という順列をつけず代表2名と改正していただきたいです。

A. 「会長・母親代表」という呼称は、PTA 全国連絡協議会、愛知県小中学校 PTA 連絡協議会、瀬戸市 PTA 小中学校連絡協議会（瀬 P 連）の役員組織に倣う形で、長根小学校 PTA でもおいております。とはいえ、昨今の情勢・ジェンダーフリーの定義を踏まえまるとご指摘の点につきましては、今後、呼称についての検討の必要性が生じるものと考えています。瀬 P 連にもご指摘の意見を伝えていきたいと考えています。

また、活動をスムーズに進めていくため、役員の方には、活動のイメージをもつための1年間と中心になって活動していただく1年間と、2年間携わっていただき、半数ずつ交代し、活動に改善や積極的な変化をもたらすことが可能なシステムをとっています。2年という期間は強制ではありませんが、ご協力いただける方でできる範囲で行っていただいております。そこに長・補佐という名が存在しているわけですが、呼称によって格差があるわけではありません。

今回、ご指摘いただいたことにつきましては、先にも述べましたが、男女差別、役割に順列のないことがわかりやすい呼称の検討とともに、例えば、父親で代表を務めたいという方がおられた場合にも父親代表と変更するなど柔軟な対応が可能となるよう、来年度の総会に向けまして検討を進めたいと思います。貴重なご意見に感謝いたします。

これからも皆様で、子どもたちを支えるPTA活動を行っていきたいと思います。どうかご協力をお願いいたします。

